る 戦時労働動員死亡 遺骨問題

石の質問主意書を国会法第七十四条によって提出

平成十八年六月十五日

院議長扇千泉殿

議

崎トミュ

•

•

朝鮮半島におけ る戦時労働動員死亡者の遺骨問題 に関する質問主意書

平成 一六年 一月の 日韓首脳会談以降、 朝鮮 (韓国 「を含む。 以下同じ。 \emptyset 戦時労働動員死亡 遺骨

後日本が過去の歴史と 返還に向けて 両国の 協議のもとで調査が進められて 向き合い アの人々と共生し 7 る。 遺骨問題の解決は重要な人道的 くために、 大切な課題であると 問題であ

ジ

そこで、 以下質問する。

朝鮮人の戦時労働動員は、 昭和 <u>----</u> 四年七月 の閣議決 定による総動員計画によって開始を 閣議

決定による総動員計画に基づき、 各企業 \wedge 0 動員は政 府の承認のうえで行われ てきたもの

府は認めるか。 また、 の 人数をどう把握 47 るか。 0

朝鮮人の戦時労働動員の結果、 多く の朝鮮 人が死亡 たが、 その死亡者数をどう把握し

また、 その死は政府 の戦時労働動員が無ければ生ま なかったものである。 このことに

の責任をどう考え る か。 また、 関係企業の責任に 政府はどのように考えて いス

朝鮮人の死亡者に 17 その 死亡 の事実さえ伝え られず にいる遺家族が今も多数 いる。

方自治体が保有する 埋火葬認可 に関する記録、 戸籍受付帳 寄留名簿、 また政府が保有さ 厚生年金兰

を調査し 死亡者の 状況を把握 遺族 遺骨が見

ない場合でも必要と考えるがいかがか。

残された朝鮮 人の遺骨返還につい 原則 遺族

かかか。

遺族 の遺骨返還にあたっては、 戦時労働動員の状 経過を遺族

企業は謝罪の意を表すべきと考えるがいかがか。

遺骨の返還にあたっては、 人道的立場、 日本国民 思表明

などの金銭を支払うべきと考えるがいかがか。

戦時労働動員の 実態と、 我が国が与えたアジ ア諸国民 被害に 調査

17 よう 日本国民に周知徹底をはかる必要がある 一考えるが

右質問する。

閣 参質 四 第

成 年 月

議 院議長

扇

参議 朝 院 鮮 議員 半 島 到 に 崎 提

を送

答弁書

一、二及び六について

国家総動員法 徴用された朝鮮半島出身者の (昭和十三年法律第五 人数及び死亡者数は把握して 五号) により 朝鮮半島出身者が徴用されたこ ない。

出身者の問題を含め、 (異常な状況下とは え、 当時多数の 万 々 に耐え難 が不幸な状況に陥 い苦 つ と悲 とは否定できないと考

て遺憾なことであったと考える。

徴用及び 遺族 に対する金銭の 払等 の 問題 に は、 大韓民国

間 は、 財産及び請求権に関する問題 の 解決並びに経済協力 に関する日本国と大韓民国と

十年条約第二十七号) 第二条1に お 両締 約国は、 両締約国及びその国民(法人

権利及び利益並びに両締約国及びそ 国民の間 の請求権 に関する問題が・・・完全か

たこととなることを確認し る。 また、 北朝鮮との間では、 朝平壌宣言におい

を具体的 の 問 題を 含め 正常化を実現するにあた 協議する」 右の ての財産及び請求権を相互に とお ことが明記されてお 日朝平壌宣言に は、 放棄するとの基本原則に従い 百四十五年八月 朝鮮半島出身者の ころに従 徴用及び 五日以前に生じ 「遺族」 朝国交 国交正常化交渉にお た事由に基づ 正常化交渉に に対する金銭

三から五までについて

協議され

(7)

ある。

遺族に対し送還する に存在する朝鮮半島出身者の遺骨につ 人道的 死 観点から可能な限り対応して 状況 ことが望ましいものと考えて まで把握するこ ことは考え V V おり 遺族がその送還を希望するもの 考えであるが、 遺骨の送還方法等につい また 現時点では、 関係企業」 遺骨の送還に関連する ては に 謝罪につ 韓国政府との協

政府としてお答えする立場にない。

七について

現時点 実施する予 •

•

国 戦後の歴史 の反省を 行動で 決意であるこ いると考え

え

貢献

訓を